

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和5年2月20日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2200130 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200050 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 29 年 8 月 25 日は 17 万円、同年 12 月 25 日は 20 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 8 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 29 年 8 月 25 日  
② 平成 29 年 12 月 25 日

請求期間①及び②については、賞与が支給されており、厚生年金保険料も控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社に係る冬季賞与明細書及び同社からの賞与の振込先とする B 銀行の総合口座通帳、請求期間①において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した平成 29 年 8 月 25 日支給の夏季賞与明細書等から、請求者は、A 社から請求期間①は 17 万円、請求期間②は 20 万円の賞与が支給され、標準賞与額（請求期間①は 17 万円、請求期間②は 20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2200132号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2200051号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

平成29年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月25日及び同年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年8月25日  
② 平成29年12月25日

A社に勤務していた当時の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、年金の記録がない。請求期間①及び②の賞与の記録を年金記録に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が提出したA社に係る夏季賞与明細書及び同社からの賞与の振込先とするB銀行の総合口座通帳、請求期間②においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した平成29年12月25日支給の冬季賞与明細書等から、請求者は、A社から請求期間①及び②において、24万円の賞与が支給され、標準賞与額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。